

業務説明書

- 1 手続開始公示日 令和 6 年 6 月 17 日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司
- 3 担当部局 〒036-0357
青森県黒石市迫子野木 3-145-1
東北農政局津軽土地改良建設事務所 工事課工事第 1 係
電 話 0172-40-4360
- 4 業務概要
 - (1) 業務の目的
本業務は、幹線排水路の改修工事に伴う用地測量を実施し、用地補償業務の円滑な推進を図るものである。
 - (2) 業務内容
本業務の内容は、以下のとおりである。
 - ア 概要
業務実施場所 青森県つがる市稲垣町沼館田光地内他
業務内容
(ア) 用地測量業務
 - ・ 地域区分 耕地
 - ・ 調査区域延長 L=1,410 m
 - ・ 調査区域面積 A=1.12 ha
 - イ 作業内容
特別仕様書のとおり
 - ウ 貸与資料
特別仕様書のとおり
 - (3) 業務の詳細
別冊、業務請負契約書（例）、特別仕様書のとおり
 - (4) 履行期限 令和 6 年12月12日
 - (5) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式（最低価格落札方式）
 - (6) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
 - (7) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (10) 本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。

5 競争参加資格及び選定基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級」で「測量・補償コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

キ 東北農政局管内に本社（店）を有していること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、アからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する

役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行するものであつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(イ) ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 配置予定の管理技術者及び照査技術者の資格要件

ア 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者はイの照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

イ 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

(ア) 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

(イ) 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、用地・補償における用地測量業務である。

(AGRIS 業務分類：用地・補償(大分類)用地測量(中分類))

(5) 入札参加者を選定するための基準(別添1 参加表明者選定基準参照)

ア (1)に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添1に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者として選定しない。

イ 予定照査技術者の資格が(3)イに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選

定しない。

ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- ・競争参加資格の認定
- ・当該業務部門における技術者の存在
- ・過去10年間（前年度までの過去の10年間。以下同じ。）の1件当たり500万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・当該年度を含む過去3か年度の納品後における重大な測量ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・過去3年間（前年度まで）の東北農政局管内における地域貢献活動への支援
- ・過去3年間（前年度まで）の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績
- ・過去3年間（前年度まで）の表彰実績
- ・再委託の内容及び分担業務の構成員
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

エ 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去10年間の1件当たり500万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・1件当たり500万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額

オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から10位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての者を選定する。

6 参加表明書の作成、提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書（別添3）を提出しなければならない。

5（1）ウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時まで当該資格の認定を受け、かつ指名されなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、交付場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

ア 提出期間

別表1①に示す日時

イ 提出先

〒036-0357

青森県黒石市追子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所 庶務課経理係

電話 0172-40-4360

ウ 提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表（別添2）に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5（2）に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添4に記載し申告すること。

なお、別添4により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書（別添3）

の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出資料については、一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MB を超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（別添 2）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が 1 ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh 形式等）して、1 つのファイルで提出すること。）

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添 3 の様式 1 及び別添 2 のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出（提出期限内必着）することとし、電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

（イ） 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること（提出期限内必着）。併せて、参加表明書総括表（別添 2）（ファイル形式「Microsoft Excel」）を CD-R に収めて提出場所へ提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

参加表明書の提出部数は、1 部とする。

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表 1 ②に示す期日までに書面にて通知する。

カ 記載上の留意事項

（ア） 企業の有資格者登録（別添 3 の様式 2 に記載すること。）

- ・企業の競争契約参加資格者登録の有無等

（イ） 有資格技術者数（別添 3 の様式 3 に記載すること。）

- ・企業に所属する有資格技術者について、資格の種類、部門（選択科目等）ごとに人数を記載する。

（ウ） 企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び業務成績（別添 3 の様式 4 に記載すること。）

- ・契約金額500万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点を記載する。

（エ） 重大な測量ミスの発覚等による契約不適合の有無（別添 3 の様式 5 に記載すること。）

- ・当該年度を含めた過去 3 か年度の業務の納品後における重大な測量ミスの発覚等による契約不適合の有無を記載する。

（オ） 企業の地域貢献活動への支援（別添 3 の様式 6 に記載すること。）

- ・表彰には、東北農政局管内での過去 3 年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。
- ・地域活動に対する取組状況には、過去 3 年間の東北農政局管内における地域貢献活動（農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等）に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績内容を記載する。

なお、継続的な支援実績とは、年 1 回以上の地域貢献活動を連続した 2 か年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

（カ） 企業の災害対応活動の実績（別添 3 の様式 7 に記載すること。）

- ・過去 3 年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。

（キ） 企業の表彰実績（別添 3 の様式 8 に記載すること。）

- ・表彰には、過去 3 年間に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長表彰、事業（務）所長表彰、その他の表彰（農業農村工学会）を記載する。

（ク） ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別添 3 の様式 9

に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は、以下のとおりとする。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）（次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）（若者雇用促進法第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

(ケ) 業務実施体制（別添3の様式10に記載すること。）

- ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由（企業の技術的特徴等）等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、合わせて記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(コ) 予定管理技術者等の経歴等（別添3の様式11に記載すること。）

- ・予定管理技術者について、経歴等を記載する。
 - ・契約金額500万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。
- なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第3号に示す総括監督業務又は主任監督業務の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。
- ・手持ち業務は、本業務の公示開始日（令和6年6月17日）現在において履行中の管理技術者としての契約額500万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載する。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知）に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日（令和6年6月17日）に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

(サ) 予定照査技術者について、経歴等を記載する。（別添3の様式12に記載すること。）

キ 参加表明書総括表（別添2）

(1) 参加表明書選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

(2) その他留意事項

ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書は、返却しない。

ウ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

- エ 提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、「指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

7 非指名理由の説明等

- (1) 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名（入札参加者として選定）しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ア 受付期間
(1)の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）後の午後5時までとする。
 - イ 受付場所
3に同じ。
 - ウ 提出方法
書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (3) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、(2)アの受付期限の翌日から起算して2日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 業務説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書（別添5）により提出すること。
なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。
 - ア 受付期間
別表1③に示す日時
 - イ 受付場所
3に同じ。
 - ウ 提出方法
別添5（ファイル形式「Microsoft Word」）に記載のうえ、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。
また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。
E-mail : thn-shitsumon-ase@maff. go. jp
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札方式（又は電送等）により行うほか、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
別表1④に示す日時
 - イ 閲覧場所
3に同じ。

9 入札及び開札

- (1) 入札の日時
 - ア 電子入札方式による入札の送信期限
 - (ア) 入札の送信期限
別表1⑤に示す日時
 - (イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先

(ア) 入札書の受領期限

別表1⑤に示す日時に6(1)イに持参し、入札する。

ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表1⑥に示す日時までに6(1)イに必着

(2) 入札方法等

ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファクシミリ等による入札は認めない。

イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

(東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>)

(3) 開札の日時

別表1⑦に示す日時

(4) 開札の場所

〒036-0357

青森県黒石市追子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所 会議室

(5) 開札の立会い

電子入札方式により入札した場合は開札時の立会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の入札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(6) 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札者が2者未満の場合の手続の中止

参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期）のいずれかの手続期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続を中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10 低入札業務における品質確保対策の試行について

（1）品質確保対策

次に示す割合を予定価格に乗じて得た価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。

イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況（写真撮影を含む。）について、その都度監督職員へ報告するものとする。

ウ 本業務の屋外で行う測量の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せのうえで、屋外作業期間中、毎日、東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

オ 割合

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表AからD（測量の場合は、AからCまで）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—

（2）品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

ア 「管理技術者立ち合いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点

イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

11 貸与資料の閲覧

特別仕様書第8条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1⑧に示す日時とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

12 その他

（1）契約書作成の要否

要（別冊「業務請負契約書（例）」により作成する。）

（2）入札保証金

免除

（3）契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行弘前代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政

局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
3に同じ。
- (6) 手続において使用する言語、通貨及び単位
契約の手続において使用する言語は日本語、通過は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (7) 競争契約入札心得の遵守
入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (8) 支払条件
公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。
- (9) 入札に関する手続の中止
分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認められた場合は、入札に関する手続を中止する。この場合、中止に関する公示及び応募者に対して通知を行う。
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。
- (10) 契約の制限
本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。
- (11) 電子契約システムについて
ア 本件は、契約手続に係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾願(別添6)を提出しなければならない。
ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。
- (12) 入札する企業における人権尊重の確保について
入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。
- (13) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条ののっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1

①	参加表明書の提出期間	令和6年6月18日から令和6年6月28日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで ただし、最終日については午前11時30分までとする。
②	選定結果の通知時期	令和6年7月9日
③	質問受付期間	令和6年6月18日から令和6年7月12日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
④	質問回答閲覧期間	令和6年6月18日から令和6年7月17日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
⑤	電子入札方式又は紙入札方式により持参する場合の入札期間	令和6年7月18日から令和6年7月23日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで ただし、最終日については午前9時30分までとする。
⑥	紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合の入札書受領期間	令和6年7月18日から令和6年7月22日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで ただし、最終日については午後4時までとする。
⑦	開札日時	令和6年7月23日 午前10時30分
⑧	貸与資料の閲覧期間	令和6年6月18日から令和6年6月28日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで ただし、最終日については午前11時30分までとする。

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。